

東通村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

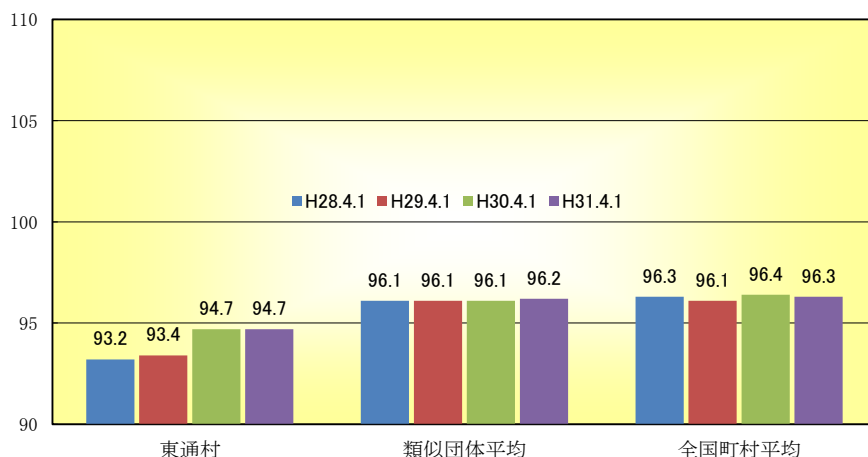
区分	住民基本台帳人口 平成31年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
平成30年度	人 6,483	千円 7,761,513	千円 148,576	千円 833,321	% 10.7	% 10.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 94	千円 380,335	千円 62,862	千円 142,430	千円 585,627	千円 6,230	千円 5,617

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業規模が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないので省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成31年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、青森県人事委員会勧告に基づき実施。  
 他の給料表についても、一般行政職給料との均衡を踏まえて実施。

②地域手当の見直し

地域手当の支給なし

③その他の見直し内容

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東通村	43.8 歳	315,000 円	413,400 円	357,400 円
青森県	42.9 歳	316,000 円	379,932 円	346,334 円
国	43.4 歳	359,720 円	—	436,869 円
類似団体	41.3 歳	301,254 円	357,486 円	331,652 円

#### ②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する 民間類似 の職種	職員数	平均給与月額	
				(A)	(国ベース)				
東通村	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	— 円	329,380 円	—	—	—	—
青森県	51.0 歳	283 人	301,100 円	337,955 円	321,449 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	3 人	298,005 円	326,497 円	314,193 円	—	—	—	—

区 分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東通村 (用務員)	—	283,400	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
- 3 技能労務職については、「8 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」（P17）を参照のこと。
- 4 対象職員が1名のため、個人情報保護の観点から、東通村の数値は全て「—」としております。

### (2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	東通村	青森県	国	
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	180,700 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	148,600 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	146,000 円	— 円
教育職	大 学 卒	202,300 円	202,300 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	— 円	*** 円	*** 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	*** 円	325,950 円	359,866 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円

- (注) 「—」は、該当者なし。対象者が1名の場合「\*\*\*」

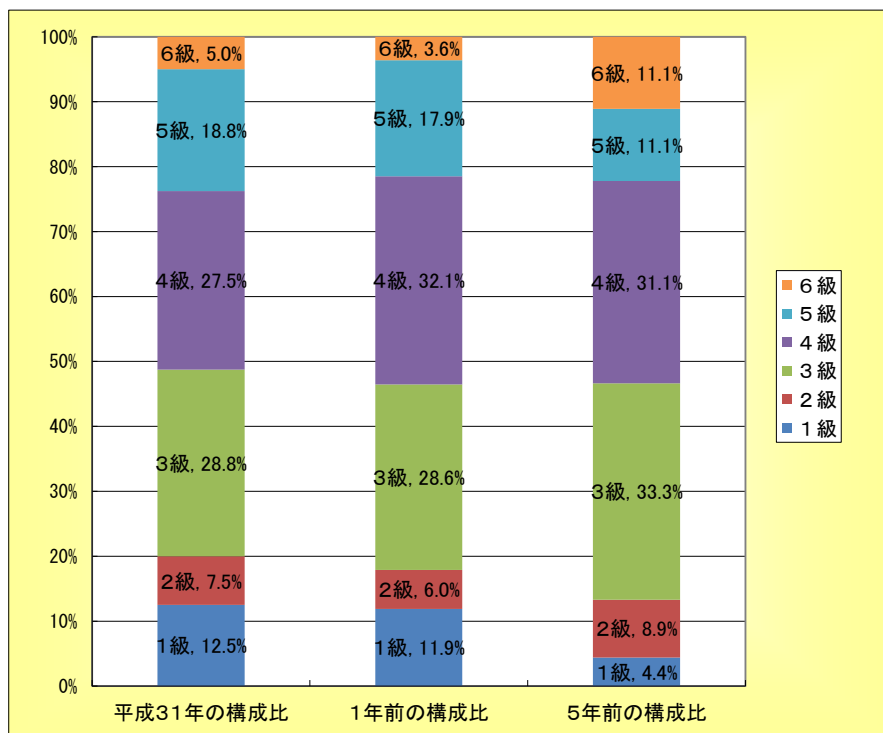
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事	4人	5.0%	319,200円	410,200円
5級	課長、副参事	15人	18.8%	289,700円	393,000円
4級	総括主幹	22人	27.5%	264,200円	384,200円
3級	総括主査、総括主任	23人	28.8%	231,500円	350,000円
2級	主査、主任	6人	7.5%	195,500円	304,200円
1級	主事、技師	10人	12.5%	146,100円	247,600円

(注) 1 東通村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	東通村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

東 通 村	青 森 県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,423 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,612 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.40) 月分 (0.85) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.40) 月分 (0.85) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成30年度中における運用	東通村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

##### (2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

東 通 村	国
(支給率) 自己都合 早期退職・定年 勤続20年 ##### 月分 24.586875 月分 勤続25年 ##### 月分 33.27075 月分 勤続35年 ##### 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 早期退職・定年 勤続20年 ##### 月分 24.586875 月分 勤続25年 ##### 月分 33.27075 月分 勤続35年 ##### 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)
(退職時特別昇給 なし ) 1人当たり平均支給額 15,260 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当 制度なし

##### (4) 特殊勤務手当 制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	3,952 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	58 千円
支給実績 (平成29年度決算)	6,728 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	101 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)						
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者 6,500円</li> <li>●配偶者以外の扶養親族1人につき 子 10,000円 父母等 6,500円</li> <li>●満16歳から満22歳までの子の加算 5,000円</li> </ul>	同	—	15,522 千円	287,449 円						
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>職名</th> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	職名	支給額	参事	37,000円	課長	35,000円			8,496 千円	424,800 円
職名	支給額										
参事	37,000円										
課長	35,000円										
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家・借間の場合月額12,000円を超える家賃を負担している職員に家賃額に応じて27,000円を限度に支給</li> </ul>	同	—	7,366 千円	460,394 円						

通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上である職員に支給 ●交通機関利用者 1 箇月当たり支給限度額 55,000 円 ●交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000 円～24,500 円	異	距離区分	8,495 千円	126,797 円
------	---	---	------	----------	-----------

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料	月額等	
給料	村長	765,000 円	(参考) 類似団体平均における最高/最低額 860,000 円 / 500,000 円	
	副村長	625,000 円	700,000 円 / 471,000 円	
報酬	議長	270,000 円	400,000 円 / 220,000 円	
	副議長	240,000 円	314,000 円 / 178,000 円	
	議員	230,000 円	290,000 円 / 148,000 円	
期末手当	村長 副村長	(平成30年度支給割合) 3.20 月分		
	議長 副議長 議員	(平成29年度支給割合) 3.20 月分		
退職手当	村長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.455	(1期の手当額) 16,707,600 円	(支給時期) 任期毎
	副村長	給料月額×在職月数×0.265	7,950,000 円	任期毎
	備考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

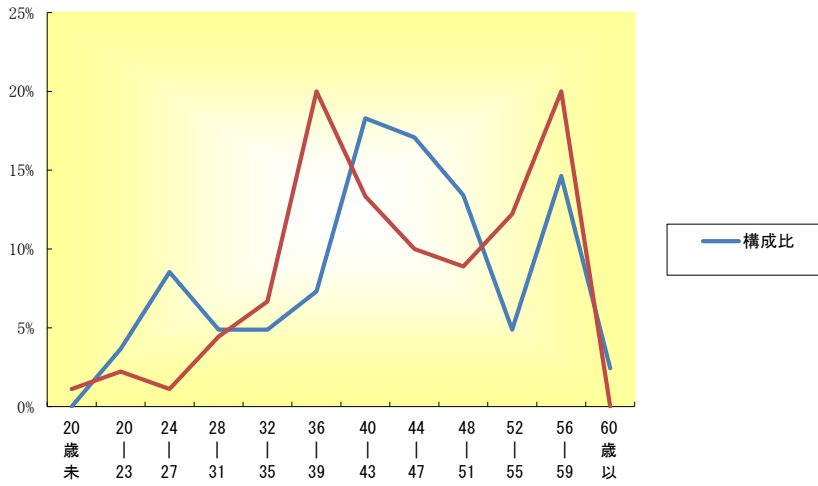
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	・事務の統廃合縮小による減 ・事務の統廃合縮小による減 ・事務の統廃合縮小による減
		総務	31	30	△ 1	
		税務	7	7	0	
		民生	5	4	△ 1	
		衛生	8	8	0	
		労働			0	
		農林水産	17	16	△ 1	
		商工	3	3	0	
	土木	7	7	0		
		計	80	77	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 118人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 131人)
	教育部門	14	14	0		
	消防部門					
	小計	14	14	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 140人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 157人)	
公営会計等部門	水道	4	4	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	6	6	0		
	小計	12	12	0		
合計		106 [163]	103 [163]	△ 3 [ 0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	7人	4人	4人	6人	15人	14人	11人	4人	12人	0人	80人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	83	80	80	81	80	77	△6 (△7.2%)
教育	15	15	16	15	14	14	△1 (△6.7%)
普通会計	98	95	96	96	94	91	△7 (△7.1%)
公営企業等会計	13	12	12	12	12	12	△1 (△7.7%)
総合計	111	107	108	108	106	103	△8 (△7.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。